

第 1 章 総則

1 新潟市制度融資とは

新潟市制度融資は、新潟市が金融機関及び新潟県信用保証協会と相互協力し、中小企業の皆さまの資金調達の円滑化を図るために実施している融資制度です。

金融機関

融資金額、融資期間などについて相談を受け、中小企業者に融資します。

信用保証協会

中小企業者が金融機関から融資を受けやすくなるよう、「公的保証人」となってサポートします。

新潟市

制度融資のルールを定め、条件を満たした中小企業者には信用保証料の一部補助や利子補給を行います。

2 融資対象者

(1) 原則として、次の①～④を満たす中小企業者が対象です。

- ① 市内に住所又は主たる事業所を有すること
- ② 原則として 1 年以上継続して同一事業を営んでいること（金融機関の判断により、期間を「6 か月以上」に短縮することが可能）
- ③ 信用保証対象業種を営むこと
- ④ 市税を完納していること

⇒このほか、制度ごとに個別の要件があります。（「第 2 章 各制度個別事項」参照）

(2) 対象とならない方

- ・融資対象者の要件を備えていない方
- ・現在、銀行取引停止処分若しくは手形取引停止処分を受けている方
- ・保証協会が代位弁済中の方
- ・信用保証対象業種でない場合
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方※

※新潟市暴力団排除条例に基づき、制度融資申込みの際に、「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」を提出していただきます。（様式 P. 64～P. 65）

提出された名簿により、必要に応じて新潟県警察本部に対して照会を行います。また、名簿に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

(参考) 中小企業者の範囲

ただし、小規模企業振興資金は小規模企業者の範囲を参照してください。

中小企業者

業種※		下記のどちらかの要件を満たす必要があります	
		従業員数	資本金
工業等		300人以下	3億円以下
卸売業		100人以下	1億円以下
小売業		50人以下	5,000万円以下
サービス業		100人以下	5,000万円以下
政令特例業種	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用 タイヤおよびチューブ 製造業並びに工業用ベル ト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
	ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
	旅館業	200人以下	5,000万円以下

小規模企業者

業種	従業員数
卸売業・小売業・サービス業 (宿泊業・娯楽業は除く)	5人以下
工業等(卸売業・小売業・ サービス業以外の業種) 宿泊業・娯楽業	20人以下
事業協同小組合	—
協業組合・企業組合	20人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

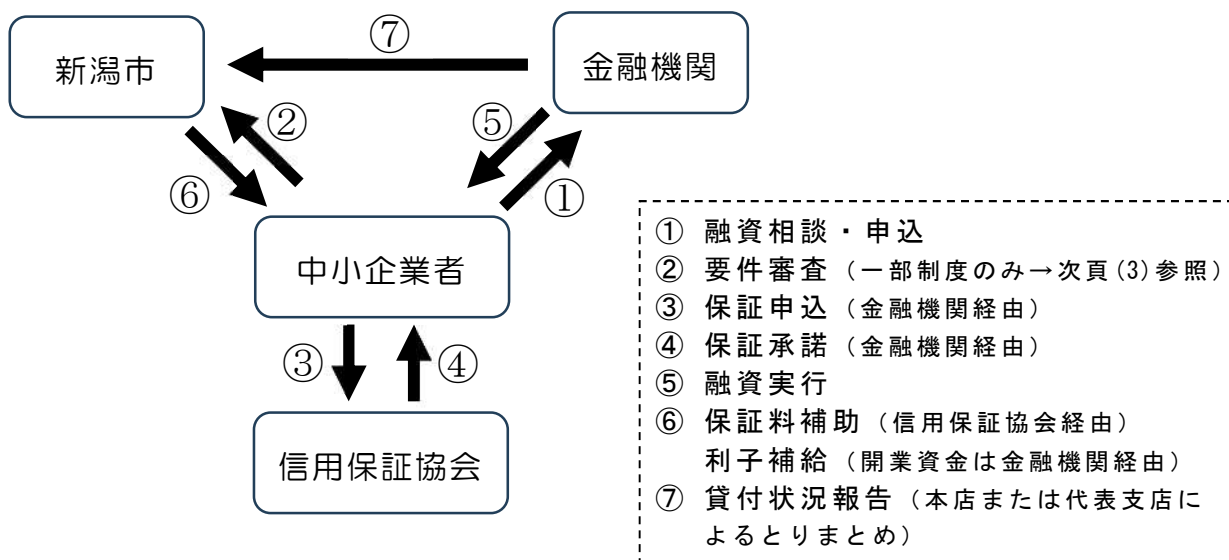
※ 医療法人は従業員 300 人以下の場合が対象です。

3 取扱金融機関

第四北越銀行、大光銀行、秋田銀行、きらやか銀行、東邦銀行、北陸銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、JA バンク新潟県信連、商工組合中央金庫

4 融資の申込み

(1) 手続きの流れ



(2) 利用にあたっての相談・お問合せ

制度の利用に関して相談やお問合せがあれば、下記までご連絡ください。

借入の相談に関すること : 各制度融資取扱金融機関

市制度融資の取扱いに関すること : 新潟市商業振興課 025-226-1629

信用保証制度に関すること : 新潟県信用保証協会

保証第一課（中央区、西区、西蒲区） 025-210-5151

保証第二課（北区、東区、江南区、秋葉区、南区） 025-210-5152

(3) 新潟市への要件審査の申込み

- ・一部の制度については、事前に市の要件審査が必要です。必要書類（各制度の説明ページを参照）を下記の受付窓口を持参してお申込みください。
- ・要件審査では、納税の状況、所在地、業種、事業継続年数、融資残高、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書などを確認します。
- ・本人（法人の場合は代表者）以外の方が融資申請や融資利用状況の照会などを行う場合は、委任状が必要です。

新潟市へのお申込みが <u>必要</u> な制度	新潟市へのお申込みが <u>不要</u> な制度 ※必要添付書類（納税証明書、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書など）は、金融機関で保管してください。
一般融資（障がい者雇用推進枠）	一般融資（通常枠）
小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）	小規模企業振興資金（通常枠）
経営支援特別融資	夏期・年末資金
中小企業資金繰り円滑化借換融資	
中小企業開業資金	
工場等新增設資金	
省力化・省エネ化資金	
中小企業振興資金	

各区役所担当課

北区役所産業振興課

北区東栄町 1-1-14 (TEL 025-387-1356)

東区役所地域課

東区下木戸 1-4-1 (TEL 025-250-2170)

中央区役所地域課

中央区西堀通 6-866 (TEL 025-223-7054)

江南区役所産業振興課

江南区泉町 3-4-5 (TEL 025-382-4809)

秋葉区役所産業振興課

秋葉区程島 2009 番地 (TEL 0250-25-5689)

南区役所産業振興課

南区白根 1235 番地 (TEL 025-372-6507)

西区役所農政商工課

西区寺尾東 3-14-41 (TEL 025-264-7623)

西蒲区役所産業観光課

西蒲区西中 860 番地（岩室出張所）
(TEL 0256-72-8454)

5 信用保証料補助

信用保証協会の保証制度の利用にかかる信用保証料について、その一部を市が補助することにより、融資利用者の負担軽減を図っています（市が保証協会に支払う形で補助します）。

補助対象制度	融資額	補助割合
・一般融資（通常枠） ・省力化・省エネ化資金 ・中小企業振興資金	300 万円以内	50%
・経営支援特別融資 (物価高騰・能登半島地震対応枠) (中東情勢影響アシスト枠)	1,000 万円以内	100%
・小規模企業振興資金（通常枠） ・経営支援特別融資（通常枠） ・中小企業資金繰り円滑化借換融資 ・中小企業開業資金(一般開業)(創業関連保証枠)	300 万円以内	100%
	300 万円超 ～1,000 万円以内	50%
・一般融資(障がい者雇用推進枠)	300 万円以内	100%
	300 万円超 ～3,000 万円以内	50%
・小規模企業振興資金(障がい者雇用推進枠) ・中小企業開業資金(特定創業支援枠)	300 万円以内	100%
	300 万円超 ～限度額	50%

※ 上記の表の融資額を超える借入れには、保証料の補助はありません。

保証料補助を目的とした融資の分割はできません。

6 利子補給制度

利子補給は以下の制度で行っています。

なお、利子補給を目的とした融資の分割はできません。

(1) 一般融資（障がい者雇用推進枠）、小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）

○補給額

融資額 1,000 万円まで：支払った利子全額

融資額 1,000 万円を超える：支払った利子の年利 1.0 パーセント相当額

(注意)

- ・ 利子支払期間中に障がい者雇用要件（一般融資 P.13、小規模企業振興資金 P.19 参照）を満たしていない期間がある場合は補給対象外
- ・ 当初の据置期間経過後、借入金の返済が無い期間は補給対象外
- ・ 条件変更により貸付期間が延長された場合、延長した期間については補給対象外
- ・ 借入金の返済を遅延した場合の金融機関へ支払う遅延損害金は、利子補給金の対象外

○申請方法

利子支払後、毎年、事業者から障がい福祉課へ直接申請を行う必要があります。

申請漏れを防ぐため、翌年 1 月下旬以降 に障がい福祉課より該当事業者へ申請案内を郵送します。詳細は市ホームページをご確認ください。

- ・ 市ホームページ

健康・医療・福祉＞障がい福祉＞障がい者 就労・雇用支援＞

障がい者雇用に対する取り組み＞

新潟市中小企業特別融資における障がい者雇用推進のための利子補給金

市ホームページ



- ・ 利子補給に関する問合せ

福祉部障がい福祉課 就労支援係 025-226-1249

(融資に関する問合せは 経済部商業振興課 025-226-1629)

(2) 中小企業開業資金（特定創業支援枠）

○補給額

融資実行日から 36 か月後の応当日までの貸付利子相当額（3 年間無利子）

(注意)

- ・ 当初の据置期間経過後、借入金の返済が無い期間は補給対象外
- ・ 条件変更により貸付期間が延長された場合、延長した期間については補給対象外
- ・ 借入金の返済を遅延した場合の金融機関へ支払う遅延損害金は、利子補給金の対象外

○申請方法

取扱金融機関は、4 月から 9 月までの利子補給金の請求書を 10 月 10 日まで、10 月から翌年 3 月までの利子補給金の請求書を翌年 4 月 10 日までに商業振興課へ提出してください。

請求漏れを防ぐため、各期日の概ね 1 か月前に商業振興課より該当金融機関に案内を郵送します。

(3) あんしん未来資金（防災等対策資金）（地球環境保全資金）

- ・ 平成 30 年 4 月 1 日 廃止

- ・ 対象資金を平成 30 年 3 月 31 日までに融資実行されたものに対し、利子補給を実施しています。支払いの時期になりましたら、商業振興課から該当金融機関へご案内をお送りします。

7 条件変更

- ・ 経営状況の悪化などにより当初計画の返済が困難となる場合は、元金返済猶予、元金返済軽減、融資期間延長、据置期間延長、一部繰上返済を行うことができます。
- ・ 元金返済猶予の期間は、一度の条件変更につき原則として12か月以内とします。
- ・ 融資期間延長に関して、地方産業育成資金は、要綱上の融資期間を超える延長はできません。

○金融機関による手続き

- ・ 「条件変更実施報告書」と「取扱金融機関の意見書」を作成してください。
- ・ 条件変更前に信用保証協会へ保証条件変更申込が必要になりますので、市へ提出予定の「条件変更実施報告書」の写しを他の添付書類と併せて信用保証協会へご提出いただき、変更内容について内諾を得てください。
- ・ 「条件変更実施報告書」と「取扱金融機関の意見書」は、実行した月の翌月10日までに、新潟市へ提出してください。本店または代表支店にてとりまとめをお願いします。

○提出書類

- ・ 条件変更実施報告書（P.93）※記入例はP.8参照
- ・ 取扱金融機関の意見書（P.94）

記入例

記入した日 → 令和8年2月1日

（宛先）新潟市長

市へ提出予定の「条件変更実施報告書」の写しを他の添付書類と併せて信用保証協会へ提出し、内諾を得てください。

取扱金融機関名 ○○信用金庫 □□支店
（担当者： 新潟 はなこ ）

新潟市制度融資 条件変更実施報告書

新潟市制度融資について下記のとおり条件変更を行いましたので、意見書を添えて報告します。

記

融 資 内 容	住 所 (所 在 地)	新潟市○○区1丁目2番3号		
	商 号 (法 人 名)	株式会社にいがた商事		
	氏 名 (代 表 者 名)	代表取締役 信濃川 太郎		
	制 度 名	小規模企業振興資金		
	貸 付 金 額	10,000,000 円	融 資 残 高	3,583,000 円
	貸 付 期 間	令和元年 4月15日 ~ 令和11年 3月31日 (うち据置 12か月)		
変 更 内 容	変 更 内 容 (いずれか選択)	☒ 元金返済猶予 ☒ 元金返済軽減 ☐ 融資期間延長 ☐ 据置期間延長 ☐ 一部繰上返済 ☐ その他(		
	変 更 後 の 期 間	令和元年年 4月15日 ~ 令和12年 3月31日 (うち据置 12か月)		
	返 済 方 法	令和8年1月31日~令和8年6月30日(6か月) 元金返済猶予 令和8年7月31日~令和12年2月28日(44か月) 毎月79,700円 令和12年3月31日(最終回) 76,200円		
	備 考			

注1 取扱金融機関の意見書を添付して報告してください。

注2 地方産業育成資金は、要綱上の融資期間を超える変更はできません。

8 貸付状況の報告

各金融機関は、毎月末現在の貸付状況を翌月 10 日までに新潟市へ報告してください。報告の際は、各金融機関の本店または代表支店によるとりまとめをお願いします。

○提出書類

- ・新潟市制度融資の貸付状況報告について（P. 95） ※押印不要
- ・各融資の貸付状況報告書類
- ・繰上償還者明細表（P. 96）
- ・条件変更実施報告書及び取扱金融機関の意見書（P. 93～P. 94）

9 その他の利用上の注意

○資金使途

- ・制度融資の資金使途として次のようなものは利用不可
例：資本金への充当、納税資金、融資の一本化（中小企業資金繰り円滑化借換融資による借換、小規模企業振興資金から小規模企業振興資金への借換を除く）、投機を目的とした土地売買資金など
- ・新潟市の制度のため、資金使途について以下の要件を満たす必要があります。
（1）設備資金は、市内事業所に設置する設備のための資金であること。
（2）運転資金は、市内事業所にて独立した経理がなされており、市内事業での事業活動のために使われることが明らかであること。
市外の事業者でも、上記の要件を満たしていれば利用が可能です。

○返済方法

- ・貸付は原則、月賦とし（夏期・年末資金を除く）、一括返済は償還期間が据置期間の範囲内の場合に可能です（中小企業資金繰り円滑化借換融資は不可）。

○運転・設備資金

- ・運転資金、設備資金の両方を一括して借入する場合、貸付期間は運転資金の期間になります。

○追加融資

- ・追加融資は、その制度の貸付限度額と元金残高との差額の範囲内において可能です。ただし、小規模企業振興資金と夏期・年末資金については例外がありますので、個別事項のページを確認してください。

○償還日

- ・償還日については、要綱上の融資期間を超えないよう注意すること（特に、最終償還日が金融機関の休業日にあたる場合）

○補助金を目的とした融資の分割

- ・保証料補助及び利子補給の対象となることを目的とした融資の分割はできません。

10 セーフティネット保証制度

取引先等の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者について、新潟県信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。

中小企業信用保険法第2条第5項の規定により、認定に関する業務は事業所の住所地を管轄する市（町村）長が行っています。

○経営安定関連保証（セーフティネット保証）の種類

- 【1号関係】連鎖倒産防止
- 【2号関係】取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 【3号関係】突発的災害（事故等）
- 【4号関係】突発的災害（自然災害等）
- 【5号関係】業況の悪化している業種（全国的）
- 【6号関係】取引金融機関の破綻
- 【7号関係】金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 【8号関係】金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

各制度の詳細は
こちら
(市ホームページ)



このほか、大規模な経済危機、災害等による信用収縮が生じるなど、国として必要があると認める場合に措置される「危機関連保証」などがあります。

各制度の詳細については、市ホームページから確認をお願いします。

※ 特に利用する機会の多い4号関係、5号関係の様式については、（P.71～P91）に掲載しています。